

第1回 すまい審議会	
参考資料No.	提供年月日
1	R1.8.5

神戸市すまい審議会 関係規程

神戸市すまい審議会規則..... 1

神戸市すまい審議会要綱..... 2

○神戸市すまい審議会規則

平成 11 年 7 月 7 日
規則第 34 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例(昭和 31 年 11 月条例第 36 号)第 2 条の規定に基づき、神戸市すまい審議会(以下「審議会」という。)の組織、運営その他審議会に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 審議会は、20 人以内の委員及び若干名の参与で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 市民

(3) 民間の団体の代表者

(4) 前 3 号に掲げる者のほか、市長が必要があると認める者

3 前項各号に掲げる者のほか、市長は、特別の事項又は専門の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、当該事項を明示して臨時委員を委嘱することができる。

4 臨時委員は、当該事項が議題として審議されるときに限り会議に出席する。

5 市長は、必要があると認めるときは、市会議員のうちから審議会の参与若干名を委嘱することができる。

6 参与は、議事に出席し、審議事項に関して意見を述べることができる。

(任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 臨時委員は、当該事項の調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、審議会に関する事務を処理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会は、会長が招集し、会長が、その議長となる。

2 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の総数の過半数の者が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議事の公開等)

第 6 条 審議会の会議は、これを公開する。ただし、審議会の議決により公開しないことができる。

(庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、建築住宅局において処理する。

(施行細目の委任)

第 8 条 この規則に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則 抄

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(住宅審議会規則の廃止)

2 神戸市住宅審議会規則(昭和 51 年 10 月規則第 75 号)は、廃止する。

附 則(平成 15 年 3 月 31 日規則第 73 号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

○神戸市すまい審議会要綱

平成 11 年 8 月 3 日
神戸市すまい審議会決定

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、神戸市すまい審議会規則第 8 条の規定に基づき、神戸市すまい審議会（以下「審議会」という。）の施行細目に関し必要な事項を定めるものとする。

(関係者の出席等)

第 2 条 審議会は、必要があると認めるときは、審議会に関係者の出席を求め、説明を受け、意見を聴くことができる。

(部会)

第 3 条 審議会は、第 6 条に規定する住環境部会及び計画評価部会のほか、特別の事項又は専門の事項を調査審議する必要があると認めるときは、部会を置くことができる。ただし、住環境部会及び計画評価部会を除く部会は、当該事項の調査審議が終了したときに解散される。

2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。

(部会長及び副部会長)

第 4 条 審議会に部会長及び副部会長を置く。

2 部会長及び副部会長は、会長が指名する。

3 部会長は、部会に関する事務を処理し、部会を代表する。

4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 部会は、部会長が召集し、部会長が、その議長となる。

2 部会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の総数の過半数の者が出席しなければ、議決を行うことができない。

3 部会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会の設置)

第 6 条 審議会に住環境部会及び計画評価部会を置く。

2 住環境部会は、市長の諮問に応じ、住環境等の保全及び育成に関する基本的事項又は重要事項のうち会長が全体の議決を経る必要がないと認めるものについて調査審議する。

3 前項に規定する事項については、住環境部会の議決をもって審議会の答申及び意見とする。住環境部会が議決を行ったときは、住環境部会長は、次の審議会においてこれを審議会に報告しなければならない。

4 計画評価部会は、住生活に関する基本計画について進行状況の確認・評価を行うとともに、必要に応じて計画の見直しを検討・審議する。

(議事の公開等)

第 7 条 部会の会議は、これを公開する。ただし、部会の議決により公開しないことができる。

2 公開に関し必要な事項に関し、要領で定めるものとする。

(施行細目の委任)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、審議会に関し、必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成 11 年 8 月 3 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 7 月 26 日から施行する。